いのちと健康ニュース NO. 31

1993年 1月 1日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目２番３号
高齢者労働会館５Ｆ TEL. FAX 052-322-0406
編集発行責任者 中原 東四郎

1993年の新春を迎えて

１９９３年の新春を迎えおめでとうございます。

愛知健康センターは、昨年８月第２回総会を開催し２年目の活動には入りました。 今年もいのちと健康を守る運動の一層の広がりをつくるため奮闘する決意です。

過労死が社会問題化してきて以来、労働省は、産業医に情報を提供する産業保健センターを地方に設置する方針や、労働安全衛生法を改正して「快適な職場環境づくりの指針」を公布したり、健康診断の強化などすすめてきています。

さらに労働者のいのちと健康を守るためには、長時間・過密労働を許している変形労働時間制の規制など労働時間短縮を実現する労働基準法の抜本的改正をさせなければなりません。

過労死をなくし、健康的な明るい職場をつくるために労働者一人ひとりが、人間らしく生き働く権利を自覚して活動していくことが大切です。

愛知健康センターは、働くもののいのちと健康を守る運動の発展強化のためいろいろ行事をすすめていきます。

本年も、各労働組合・団体の組合員・会員の皆さんの御協力を切にお願いいたします。

１９９３年1月1日

愛知健康センター・代表理事・理事一同

愛知健康センターに

西三河南地域労連が加盟決定

12/8、加盟申込書提出

西三河南地域労連では、愛知健康センターへの加盟を検討してきましたが、このほど正式に機関決定をしまし↗たので加盟手続きをおこないました。

今後、西三河南地域での、いのちと健康を守る運動が広がり、とりくみが強化されることを期待します。 （事務局）

快適職場環境づくりをすすめよう！

「第2回労働安全衛生活動交流会」

12/6、10組合・1団体18名が参加

昨年から始めました労働安全衛生活動のとりくみの「第２回交流会」が、12/6（日）午前10時より高齢者労働会館２Ｆ会議室で開催されました。

最初に、宮尾　克先生（名古屋大学医学部）から、1992年7 月1 日付で改正告示された労働安全衛生法第71条の3 第 1項の規定に基づく「事業者が構ずべき快適な職場環境の形成のための処置に関する指針」（略称・「快適職場指針」）の趣旨と内容について説明され「快適職場をめぐる経緯」と「指針の特徴」についての詳しく具体的に解明され、指針の基準となる数値がなければどう改善すれば良いか困るので今後、中災防の快適職場推進室などを中心で解説書で各種基準が紹介されるということです。

問題点は、この「指針」は最低基準ではなくいわば職場の目標としてめざすものです。

また、「あくまで『環境』を整備するところに中心があり『快適な状態』を直接目指すわけでない。」と指摘されました。

午後からは、吉川正春氏（名水労副委員長）から「職場での安全衛生活動の基本」というテーマで名水労の安全衛生活動20年の経験にたって「安全衛生委員会がいのちと健康を守るために機能するためにはどう取り組むか」具体例をあげて解説しました。　↗

↗報告と交流では、愛高教、地域労組（きずな）、国労、医労連、愛厚労名古屋市職労、尾東地域労連、東海共同印刷労組、全港湾、住友軽金属健康と家庭を守る会、名水労、などから報告がされ、お互いに交流しました。

最後に仕事と職場から、いのちと健康を守るためには、「労働安全衛生委員会が機能することと、職場での運動が大切であること」を確認して終りました。

（事務局）

「第4回人間らしく生き働くための愛知集会」

いのちと健康を守る運動は、長時間・過密労働をなくし、労働時間短縮・人間らしく生き働くための要求実現をめざして、大きく発展してまいりました。

運動の成果と前進に確信をもつために、愛知集会を成功させましょう。

日時：　'93年 1月23日（土）pm2～ 6
場所：　名古屋市民会館第１会議室
内容：　経過と基調報告
①「職場の健康管理」（名高教）
②「労働時間短縮」（名市職労）
③「看護婦確保」　（医労連）
④「大企業」　（トヨタ 職自連）
⑤「業者の健康」　（愛商連）
⑥　討論と交流
参加費　無料

学　習

明るい健康的職場つくろう！

労働省「快適職場形成指針」を公表

労働安全衛生委員会で取組もう

'92年 7月 1日、労働安全衛生法を改正し、従来の第64条（作業環境の維持管理）及び第65条の3（作業の管理）の規定とともに、「法令上の使用者努力義務」として、第71条の2項と 3項（事業者の構ずる措置）を新設し「快適職場形成指針」を今回大臣告示として公表したものです。

「指針」は、職場における労働者の健康の保持増進を図るためには、

① 作業環境を良好な状態に維持管理すること（作業環境の管理）

② 作業を適切に管理すること（作業の管理）

③ 労働者の健康状態を的確に把握し、必要な処置を講ずること（健康の管理）

以上の三つが総合的に機能することが必要であるとしています。

このうち、②の「作業の管理」については、従来の労働安全衛生法においてかならずしも条文上、明確に位置付けられていなかったため、これをあきらかにし、前述の三管理が総合的に推進されることにより労働者の健康保持増進が図られることを明確にし、事業者は労働者の健康に配慮して労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならないこととしました。　（事務局）

「快適職場形成指針」項目のみ抜粋

第1　快適な職場環境の形成についての目標に関する事項

1――作業環境の管理

2――作業方法の改善

3――労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備

4――その他の施設・設備の維持管理

第2　快適な職場環境の形成を図るために事業者が構ずべき措置の内容に関する事項

1――作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

① 空気環境　②温熱条件

③ 視環境　④音環境

⑤ 作業空間等

2――労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置

① 不自然な姿勢での作業は、作業方法の改善を図る

② 相当の筋力を要するものは、助力装置の導入を図る

③ 高温、多湿や騒音等の作業は、防熱、遮音壁の設置、操作の遠隔化を図る

④ 長時間持続する作業は、緊張を緩和するための機器の導入を図る

⑤ 機械設備、事務機器、什器などについては、識別しやすい文字により適切な表示を行なう

（以下、次号につづいて掲載します。）

お知らせ

第２期 いのちと健康大学

大変好評をうけました「いのちと健康大学」の「第２期」を次の日程で開催します。
労働組合・民主団体の組合員・会員のみなさん！　誘いあってご聴講をお願いします。

第１回	2 月23日 (火)	からだ（身体）のしくみとはたらき 山田　信也　（名古屋大学医学部教授）
第２回	3 月11日 (木)	労働基準法・労働安全衛生法の職場での活用の仕方 伊藤　欽次　（愛知労働問題研究所事務局長）
第３回	3 月23日 (火)	長時間労働と過労死をなくすために 佐々木　昭三（あいち職場の健康問題研究会事務局長）
第４回	4 月 6日 (火)	人間らしい生活と自由時間の拡大 長谷部美智子　（愛労連婦人協）
第５回	4 月20日 (火)	夜勤・交替制労働と私たちの健康 小野　雄一郎（名古屋大学医学部衛生学教室）
第６回	5 月11日 (火)	職場の労働安全衛生活動のすすめ方 吉川　正春（名古屋水道労働組合副委員長）
第７回	5 月25日 (火)	私たちの労働・生活と成人病 内山　集二　（愛知県保険医協会）
第８回	6 月 8日 (火)	働くもののメンタルヘルス 未定　（名古屋大学医学部）
第９回	6 月22日 (火)	私たちの権利と社会保障 加藤　孝夫　（愛知社会保障協議会事務局長）
第10回	7 月 6日 (火)	いのちと健康を守るとりくみの歴史と視点 山田　信也　（名古屋大学医学部教授）

◆時間：いづれも午後6:30より8:30まで
◆場所：高齢者労働会館２Ｆ会議室
（都合により変更することがあります）
◆定員：５０名
◆申込み：愛知健康センターTEL 322-0406
所属と氏名を事務局へ連絡して下さい。

◆参加費：全日程　10.000円
（未加盟　11.000円）
選択 1回 1.500円
（未加盟　1.800円）
※　参加費は、当日受付でお受けします。